

## 「中学生の職場体験」推進協議会設置要綱

### （設置の趣旨）

第1 中学生に社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的に実施する「中学生の職場体験」事業の受入先の開拓や気運の醸成等、中学生の職場体験事業の円滑な推進を図る。

### （協議内容）

第2 推進協議会は、次の内容について協議を行う。

- （1）職場体験に関する普及啓発について
- （2）職場体験の受入先の確保について
- （3）職場体験の受入促進のための行政、企業、業界団体等の連携・協力について
- （4）その他、職場体験の促進に資する事項

### （構成）

第3 推進協議会は、本事業の趣旨に賛同する以下の団体、個人等で構成する（別表のとおり）。

なお、新たに加わろうとする団体、個人等は、推進協議会の了承を得るものとする。

- （1）学識経験者
- （2）産業団体、企業等
- （3）区市町村、教育委員会、学校関係
- （4）PTA、ボランティア等の民間団体
- （5）その他、本事業の趣旨に賛同する団体、個人等

### （委員長）

第4 推進協議会に、委員長、副委員長を置く。

- （1）委員長は委員の互選とする。
- （2）副委員長は委員長が指名する。

### （運営等）

第5 推進協議会の運営等は、次のとおりとする。

- （1）推進協議会は、委員長が招集し主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の企業、業界団体等の出席を求めることができる。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席した場合等の代理を行う。

(4) 推進協議会では、必要に応じ部会等を設けることができる。

(庶務)

第6 推進協議会の庶務は、東京都青少年・治安対策本部総合対策部及び教育庁指導部において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。